



## 選手の年齢 居住証明につ いて (世界につな がる大会に必 要です)

選手の年齢とバンダリー内に居住しているかどうかを証明する書類が3点必要（14ページ以降を参照）です。世界へつながる連盟大会（予選）の開始時に揃っていないならばなりません。連盟大会前は連盟が、全国大会前には日本協会が、精査を行います。不備があればリーグにペナルティが科される場合があります。また、連盟代表枠が取り消されることもあります。

メジャー、IM全日本選手権本大会には書類を携行し、日本協会の精査を受けます。（大会前に郵送による事前チェックを行う可能性あり）

住民票は**保護者、選手が記載**されているものが最適です。（全員は必要ありません）

必要書類は確認後、返却いたします。

## 選手がバンダリー内に居住の場合

書類は選手本人ではなく、その親もしくは法定後見人のものが要求されます。

各書類には住所、日付が明確に記載されている必要があります（金額は必要ありません）

書類は右記Ⅰ～Ⅲのグループからそれぞれ1つの書類が必要となります。

連盟大会前には連盟の精査を受けた上、携行し、全国大会前には日本協会のチェックを受けます（郵送による事前チェックの可能性もあります）

また書類の発行日付が2021年2月1日から2022年2月1日までにあるか、あるいはその期間に有効であるものでなくてはなりません

外国籍選手は法的に1年以上の滞在が許されていることを証明する文書などが必要です（規則14、135、136ページ）

### ・グループⅠ

1 運転免許証 2 自動車関連書類（車検証、自動車保険証書等） 3 保険証書 4 マイナンバーカード

※マイナンバーの番号は黒塗りしてください

### ・グループⅡ

1 住民票（保護者と選手の記載） 2 固定資産税納税通知書 3 自動車納税通知書等

### ・グループⅢ

1 公共料金各種請求書（\*1） 2 金融関係記録（クレジットカード利用代金明細書等） 3 健康保険による医療費額通知書 4 インターネット、ケーブルTV、衛星放送関連書類

いずれも住所日付、保護者名の記載が必要。ない場合は発行元に再発行請求を

(\*公共料金領収書の例 ガス、電気、上下水道、ゴミ収集など)